

児 第 1 2 1 2 2 号
令和 7 年 3 月 31 日

一関市監査委員 及 川 弘 人 様
一関市監査委員 加 藤 伸 弘 様
一関市監査委員 千 葉 大 作 様

一関市長 佐 藤 善 仁

財政援助団体等監査の結果に基づく措置について（通知）

令和 7 年 2 月 10 日付け監第 11004 号で通知のあったこのことについて、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき通知します。

記

公の施設の指定管理者監査

指定管理施設名 わかばクラブ
指定管理者 わかばクラブ運営委員会

（令和 6 年 10 月 2 日実施）

監査の結果	措置状況等 (措置の状況を具体的に記載のこと)
<p>【指摘事項】</p> <p>指定管理施設の管理にあたり、備品の整備について、現物及び領収書が確認できない事例が見られた。</p> <p>今後、内部管理体制を構築するとともに会計経理規程等を速やかに整備し、現金の取扱いを含め適正な事務の執行を求める。</p>	<p>(1) 改善・是正の状況</p> <p>指摘を受けた現物及び領収書が確認できなかった備品購入費に係る委託料の返還を求めた。</p> <p>(2) 事の原因</p> <p>会計処理について規定が十分に整備されておらず、物品購入などの決定から代金の支払いまでを職員 1 人が完結させられる体制であったことが考えられる。</p>

監査の結果	措置状況等 (措置の状況を具体的に記載のこと)
	<p>(3) 今後の再発防止策の内容</p> <p>備品の整備に関する協議を文書で行うことを徹底するとともに、市において、会計処理に係るモデル規程を作成し、当該指定管理者のみならず各種規程等が未整備の運営団体には整備を促し、整備済みの運営団体に対しても必要な見直しを促す。</p>